

安定したトラック輸送力確保に向けた業界取組に関する ご理解・ご協力について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、トラック運送業界は国民の生活と経済を守るためのライフラインとして、今般の燃料価格高騰への対応をしつつ、依然として収束が見通せない新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、エッセンシャル事業として国内物流の中心的な役割を果たす一方、「ドライバー不足」と「働き方改革への対応」という課題に直面しています。

令和6年4月から長時間労働の実態が多いドライバーへの時間外労働の上限規制に係る適用が開始されますが、長時間労働を削減し、安全で安定した輸送力を確保するためには、働き方改革により労働環境及び待遇改善を図ることで、物流の担い手であるドライバー不足を解消する必要があります。

ドライバーの働き方改革の推進のためには、荷主の皆様のご協力が必要不可欠なものとなります。

つきましては、原油・原材料価格の高騰や新型コロナウイルス感染症による業務への影響もあるとは存じますが、傘下会員事業所の皆様へ下記事項について、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

・トラック輸送の燃料サーチャージへのご理解・ご協力について

今般の燃料価格高騰によってトラック運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。こうした燃料価格の上昇分については、運賃の設定に加えて、燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、トラック運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

トラック運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求めたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

つきましては、荷主の皆様にはトラック運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うことについて、傘下会員への周知等にご理解とご協力をお願いいたします。

・トラック輸送の標準的な運賃制度へのご理解・ご協力について

ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送事業者の働き方改革を推進するため、トラック運送事業者が法令を遵守しながら、持続的に事業を運営する上で参考となるトラック輸送運賃を示すことを目的とし、令和2年4月24日に国土交通大臣が標準的な運賃を告示しました。

国土交通省が定めた標準的な運賃は、適正な原価をベースに算出された告示運賃で、栃木県トラック協会の約9割の会員事業者が既に栃木運輸支局へ運賃設定の届出を済ませております。

実際の運賃は、その届出に基づいてトラック運送事業者が荷主との協議等を行うことで、個々の運送形態や取引に応じて当事者間で適切な前提・条件を設定していくことが求められます。

今後、荷主の皆様と運送事業者の両者が、原価に基づく適正な運賃の設定について、お互いの意見を反映する機会を設けるためにも、まずは荷主の皆様には標準的な運賃制度を改めて認識いただくとともに、トラック運送事業者との間で協議等を行っていただけるよう、傘下会員への周知等にご理解とご協力をお願いいたします。